

専門実践教育訓練給付金制度を希望される皆様へ

教育訓練給付金制度とは、自ら費用を負担して厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、支払った経費の一部を支給する雇用保険の給付制度です。日本社会事業大学専門職大学院の令和5年4月入学生は専門実践教育訓練給付金制度の対象講座となります。

※申請手続き、支給条件等の詳細につきましては、ハローワークまでお問合せください。

【申請できる方】

本学専門職大学院標準年限1年で修了する学生で、受講開始日現在で雇用保険の被保険者であった期間が3年以上（初めての方は当分の間2年以上）等条件を満たした方

【給付額】

(a) 訓練費用の50%（年間40万円上限）

(b) 受講修了日の翌日から起算して1年以内に一般被保険者として雇用された場合又はすでに雇用されている場合訓練費用の20%を追加給付

※ (a) (b) 合計 70%（年額 56 万円上限）

【受講前申請準備】

ジョブ・カード（訓練前キャリア・コンサルティングでの発行から1年以内のもの）が必要となります。訓練前キャリア・コンサルティングを受けるには事前に予約が必要です。住居所のハローワークにお問合せください。時間を要しますので、余裕をもって手続きを行ってください。

【受講前申請】※受講開始（入学）1ヶ月前までに必ず受講申請を終える必要があります。

1. 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票
2. ジョブ・カード（訓練前キャリア・コンサルティングでの発行から1年以内のもの）
3. 本人・住居所確認書類（運転免許証等）
4. 雇用保険被保険者証
5. 教育訓練給付適用対象期間延長通知書（適用対象期間の延長をしていた場合に必要）
6. 写真2枚（最近の写真、正面上半身、縦 3.0cm×横 2.5cm）
7. 払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード

※本学専門職大学院指定番号：1310143-1620011-0

教育訓練施設の名称：日本社会事業大学大学院

講座名：日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科

受講開始予定年月日：令和5年4月1日、受講修了予定年月日：令和6年3月15日

【受講中・受講修了】

受講開始日より**6ヶ月**毎の期間（支給単位期間）の翌日から起算して**1か月以内**、受講修了時は**修了日**の翌日から起算して**1か月以内**が支給申請期間になります。

申請に必要な以下の書類の内、2～5は大学から交付します。

1. 教育訓練給付金の受給資格者証（教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証）
2. 教育訓練給付金支給申請書
3. 受講証明書又は専門実践教育訓練修了証明書
4. 領収書
5. 返還金明細書（「領収書」、「クレジット契約証明書」が発行された後で教育訓練経費の一部が教育訓練施設から本人に対して、還付された（される）場合に必要）

書類が必要な方は、入学後に配布する「教育訓練給付制度の支給申請書等請求用紙」を提出して下さい。提出者には、6ヶ月後（窓口または郵送予定）及び修了後（卒業式を予定）に必要な書類をお渡しいたします。請求用紙の提出がない場合、必要書類の交付ができませんのでご注意ください。

追加給付については、一般被保険者として雇用された日の翌日から起算して**1か月以内**に手続きが必要となります。